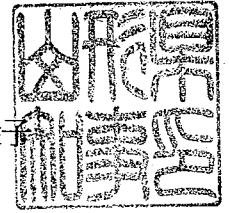




総 第 4 9 4 号  
平成21年3月4日

山形県個人情報保護運営審議会  
会長 倉岡憲雄 様

山形県知事 吉村 美栄子



個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について（諮問）

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第2条第2号に規定する、県が設立団体である地方独立行政法人が扱う個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について、同条例第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 個人情報の本人収集の原則の例外について（第5条第2項第9号関係）  
【項目及び必要性は別紙1のとおり】
- 2 センシティブ情報の収集禁止の例外について（第5条第3項第3号関係）  
【項目及び必要性は別紙2のとおり】
- 3 個人情報の利用及び提供の制限の例外について（第6条第1項第8号関係）  
【項目及び必要性は別紙3のとおり】